

# 新型コロナウイルス感染症に関する福島大学活動指針（BCP）（令和4年4月1日～）

現在の活動レベルは、黄色で着色した部分です。

R4. 7. 27現在

レベルの目安・条件等 (例示)	活動 レベル	教育活動 授業（講義・試験・実習）	研究活動	課外活動	催事・イベント等 (学内施設の外部への貸出含む)	移動・出張等 (国内移動・海外渡航) <small>※移動・出張等（海外渡航）におけるレベルは、 外務省海外安全HP感染症危険情報レベルとする</small>	学内会議	教職員の出勤形態
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議が解散した場合	0	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
感染症に配慮すべき場合（国内で感染が認められる）	1	・十分な感染防止対策を行った上で原則対面授業（講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・遠隔授業を併用（教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	・十分な感染防止対策を行った上で実施	・十分な感染防止対策を行った上で通常通り実施	・十分な感染防止対策を行った上で実施 ・学内施設は、十分な感染防止対策を行うことを条件に貸出可能	【国内】 ・移動先、出張先の感染状況を確認し、十分な感染防止対策を行った上で通常通りとする  【海外】 ・外務省HPレベル1（十分注意） ⇒感染症対策を徹底した上で、渡航可能	・十分な感染防止対策を行った上で対面会議を行う ・オンライン会議も活用する	・十分な感染防止対策を行った上で通常通り業務を行う ・今後、レベルが上がる場合を想定し、テレワークの活用も含め、業務継続のための対応策を検討するなど、準備を進める
感染拡大防止対策を強化する必要があると本学が判断した場合（福島市が新型コロナウイルス対策のためのまん延防止等重点措置の対象地域となった場合など）	2	・十分な感染防止対策を行った上で原則対面授業（講義、演習、実験、実習、実技） ・教室収容人数を制限 ・遠隔授業を併用（教室収容人数を超える授業） ・教員、学生入構可能	・十分な感染防止対策を行った上で実施 ただし、自宅での活動を推奨する	・通常の活動については、十分な感染防止対策を行った上で実施できるが、学外構成員との活動（練習試合や合同練習など）は中止 ・県大会や全国大会等については、開催地域の感染状況を踏まえて個別に判断する なお、本学構成員の感染者数が増加し、学内での感染拡大の危機が高いと判断した場合にはオンラインでの活動のみとする場合がある	・原則オンラインで実施 ただし、催事等の性質上対面形式の実施を必要とするもので、部局長の許可を得た場合は、十分な感染防止対策を行った上で、対面形式で実施可能 ・学内施設貸出は原則中止 ただし、公的な資格試験、採用試験については十分な感染防止対策を行うことを条件に貸出可能	【国内】 ・不要不急の場合は自粛とする  【海外】 ・外務省HPレベル2（不要不急の渡航中止） ⇒原則渡航中止 ただし、「福島大学国外活動時の危機管理基本方針」追加基準を満たす場合、渡航可能	・原則オンライン会議とする	【教員】 ・教育、研究、大学運営に支障がない場合は、積極的にテレワークを活用する  【事務職員】 ・十分な感染防止対策を行った上で通常業務を行う ・業務の性質に応じて、業務効率に大きな影響が出ない場合には、時差出勤、テレワーク活用等の対応を行う
国から福島県に緊急事態宣言が発令された場合	3	・原則遠隔授業（講義、演習） ・十分な感染防止対策を行った上で一部対面授業も可（実験、実習、実技） ・教員は大学構内から授業配信可能	・十分な感染防止対策を行うとともに、部局毎に学内滞在時間制限や学外者との接触制限を設定して実施し、可能な限り入構を自粛	オンラインによる活動を除く対面によるサークル活動は全面中止	・原則オンラインで実施 ・学内施設貸出は原則中止	【国内】 ・不要不急の場合は自粛とする  【海外】 ・外務省HPレベル3（渡航中止勧告） ⇒原則渡航中止	・原則オンライン会議とする	【教員】 ・教育、研究、大学運営に支障がない場合は、原則としてテレワークを活用する  【事務職員】 ・十分な感染防止対策を行った上で通常業務を行う ・業務の性質に応じて、当該業務効率の低下と感染拡大防止の重要性を比較・検討のうえ、可能な限り、時差出勤、テレワーク活用等の対応を行う
本学キャンパスで爆発的に感染が拡大している場合	4	・全て遠隔授業 ・教員は自宅から授業配信	・原則、入構禁止 ただし、部局長が必要と認めた最低限の活動のみ一時入構可能	オンラインによる活動を除く対面によるサークル活動は全面中止	・全てオンラインで実施 ・学内施設貸出は中止	【国内】 ・原則中止する ただし、危機対策本部がやむを得ないと判断した場合のみ可とする  【海外】 ・外務省HPレベル4（退避勧告） ⇒渡航中止	・原則オンライン会議とする	【教員】 ・原則としてテレワークを行う ・部局長(所属長)がやむを得ないと判断した場合のみ、大学での勤務を可とする  【事務職員】 ・施設の維持管理、危機対応など、大学の機能を維持するために必要な業務について、最小限の人員が大学で勤務することとし、他はテレワークを活用して、可能な範囲で業務にあたる

■感染状況に応じて、レベルが変動します。また、感染状況によって項目ごとにレベルが異なることがあります。

■レベルを動かす判断は国や地域、本学キャンパス内の感染状況等を総合的に勘案して、危機対策本部において決定します。

■この活動指針は全学共通を原則とします。

- この活動指針は感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。
- 学外者の受入れについては「移動・出張等」の指針に準じて判断してください。
- 5人以上の会食はしないでください。